

すこやか住まい改修事業補助金について

★★★★★今お住まいの住宅を高齢者や障害をお持ちの方が生活しやすい

ように改修される場合、その経費の一部を補助します★★★★★

(R2. 10. 23)

1 対象者 本市にお住まいで、住宅改修を必要とされる要支援以上の高齢者、身体障害者及び戦傷病者であり、世帯の市民税所得割が23万5千円未満の方(ただし、老人ホーム入所申請者を除きます)。

2 対象事業 今お住まいの住宅(公営住宅を除く。)を高齢者等が生活しやすいように改修する事業で、次の各号の一に該当する工事

①スロープの設置工事

②手すりの取付工事

③便所の改修工事

④浴室の改修工事

⑤段差解消等の危険防止工事

※屋外工事及び公営住宅は、対象となりません。

3 補助金額 補助対象額は、他の制度による補助金等を含め1住宅につき40万円を限度とします。

※ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てとします。

※ すこやか住まい改修事業補助金は1/3の自己負担があります。

(補助率2/3 補助金上限額 133千円)

※ 介護保険制度で20万円の補助があります。**(自己負担2~6万円)**

4 提出書類

工事着工前	① 改修事業補助金交付申請書
	② 改修事業計画書
	③ 施工業者の見積書又は工事内訳書写し
	④ 改修前の写真
工事完了後	① 実績報告書
	② 事業費領収書(写)
	③ 補助金請求書
	④ 改修工事完了後の写真

※ 介護保険の住宅改修で提出された書類は、添付の必要はありません。

☆必ず、工事着工までに交付決定を受ける必要があります。

お問い合わせ

綾部市役所 高齢者支援課

高齢者福祉担当 ☎42-4259(直通)内線 240